

実質的支配者 リスト制度



制度の対象となる会社は
「株式会社」と「特例有限会社」です



お申し込みのSTEP3・ご用意いただく書類

- STEP1 実質的支配者リストの作成 2ページへ
- STEP2 申出書の作成 3ページへ
- STEP3 添付書類を準備 4ページへ

書類ができたら

会社の本店を管轄する法務局に提出します
郵送による申出も可能です

兵庫県に本店がある株式会社・特例有限会社は、
ぜひ、**神戸地方法務局法人登記部門**に
お申し出ください！



STEP 2 申出書の作成

実質的支配者情報一覧の保管及び写し交付申出書

(補完年月日 令和 年 月 日)

①	申出年月日	令和4年10月1日	実質的支配者情報番号	-
②	会社法人等番号	0000-00-000000		
③	商号	第一電気機器株式会社		
④	本店	東京都中央区日本橋茅場町一丁目2番1号		
⑤	申出人の表示	住所 東京都文京区目白台一丁目21番5号 資格 代表取締役 氏名 法務 太郎 連絡先 000-0000-0000		
	代理人の表示	住所 氏名 連絡先 - -		
⑥	必要な写しの通数・交付方法	1 通 (<input checked="" type="checkbox"/> 窓口で受取 <input type="checkbox"/> 郵送) 郵送の場合は、宛先(※2)を記載した返信用封筒及び郵便切手が必要です。 ※1 申出書には、申出書(委任による代理人によって申出をする場合にあっては、当該代理人の権限を証する書面)に申出会社の代表者が登記所に提出した印鑑が押印されている場合を除き、申出書に記載されている申出会社の代表者の氏名及び住所と同一の氏名及び住所が記載されている市町村長その他の公務員が職務上作成した証明書(当該申出会社の代表者が原本と相違ない旨を記載した謄本を含む。)を添付する必要があります。 ※2 郵送の場合、会社の本店、申出人(又は代理人)の表示欄にある住所のうち、希望する送付先に送付します。返信用封筒には、該当の送付先を記載してください。		
⑦	利用目的	<input checked="" type="checkbox"/> 金融機関への提出 <input type="checkbox"/> その他 ()		
上記の法人の申出日前1か月以内の日における実質的支配者情報一覧を別添のとおり提出し、上記通数の実質的支配者情報一覧の写しの交付を申出します。 申出の日から1か月以内に実質的支配者情報一覧の写しを受け取らない場合は、廃棄して差し支えありません。				

上記①から⑦までをご記載ください。

②は、会社の登記事項証明書に記載されています。

代理人がお越しになる場合は、代理人の表示欄に記載するとともに、委任状に申出会社代表者が登記所に提出した印鑑の押印が必要となります。





STEP 3 添付書類の準備

- ①株主名簿の写し
- ②実質的支配者の本人確認の書類
(運転免許証等の裏面を含んだもの。)

※郵送申出の場合は、実質的支配者リストの送付先を記載した返信用封筒と切手を同封する必要があります。

STEP1のリストと株主名簿の写しの内容が合致しない場合は、その理由を記載した「代表者の証明書」が必要です。



株式の所有者が会社である場合など、間接保有である場合については、別途法務局にお尋ねください。



実質的支配者リストの申出や交付は、簡単かつ**無料**です。
書式は、次のアドレスに掲載しています。
ぜひ、ご利用ください！

法務省HPに書式を掲載しています

- ①実質的支配者リストの書式

<https://www.moj.go.jp/content/001387913.docx>

- ②申出書

<https://www.moj.go.jp/content/001359526.docx>

お問合せは 神戸地方法務局法人登記部門
電話 078-392-1821 (代表)
窓口時間 午前9:00~午後5:00まで
(土・日・祝日を除く)